

平成30年度の
付加退職金支給率について（諮問）

不

写

厚生労働省発雇均0312第1号

平成30年3月12日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

記

平成30年度に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0.0044とすること。

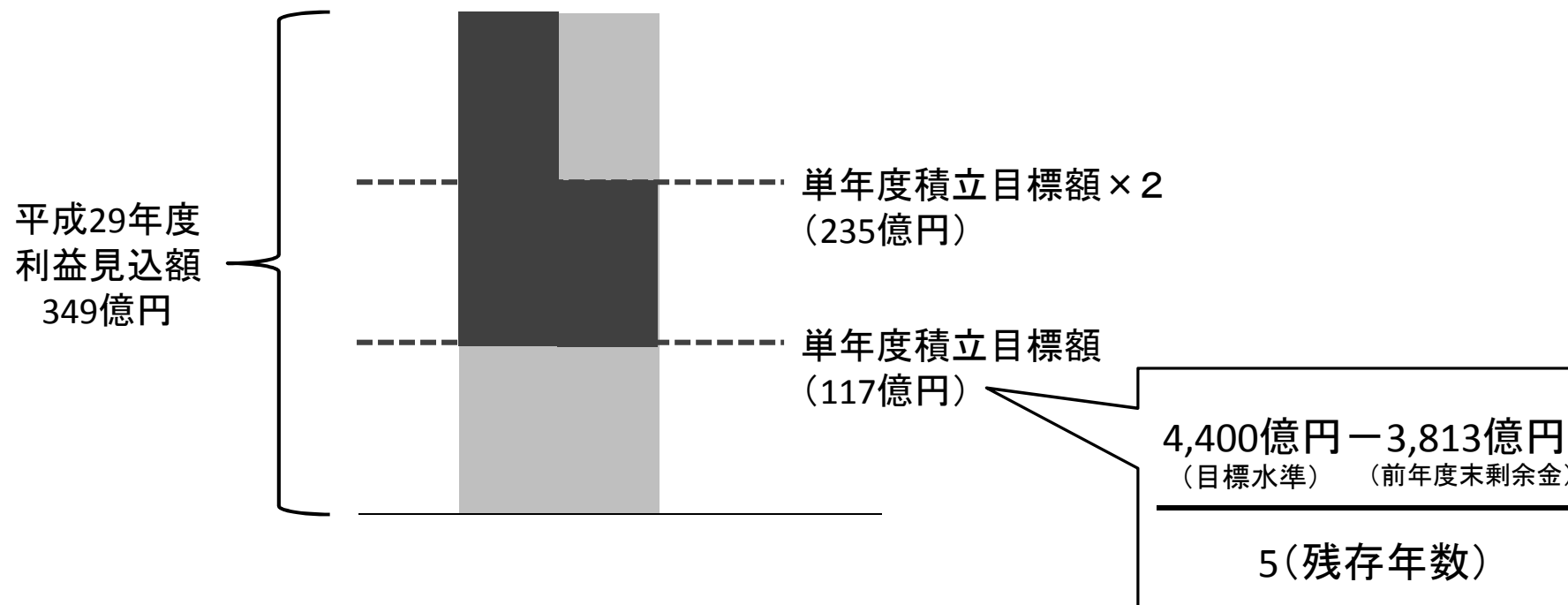
一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 〔安全率を 加味した見込み〕
収入	6,318	6,559	4,061	4,976	4,785
掛金収入等	3,634	3,671	3,733	3,864	3,951
運用収入等	2,629	2,837	274	1,056	775
その他	55	51	54	56	59
支出	4,711	4,903	4,711	4,314	4,435
退職金支出等	3,662	3,555	3,629	3,563	3,629
責任準備金等の増	1,002	1,298	485	687	730
運用費用等	4	4	541	3	3
その他	43	45	55	60	74
当期損益金	1,606	1,656	△ 650	662	349
累積剰余金/累積欠損金	2,145	3,801	3,151	3,813	4,162

(注) 平成29年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

平成30年度の付加退職金支給率について



平成30年度 付加退職金支給額: 349億円 ÷ 2 = 175億円
(付加退職金支給後の平成29年度の累積剰余金見込額は3,987億円)

$$\begin{aligned}
 \text{平成30年度支給率(案)} &= \frac{17,473,509,341\text{円(付加退職金支給額)}}{4,007,737,067,716\text{円(仮定退職金総額)}} \\
 &= 0.0044
 \end{aligned}$$

平成29年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

平成29年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～平成30年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から平成30年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

平成29年12月末時点で保有している資産及び平成30年1月～3月に購入予定の資産について、平成30年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

(2) 委託運用

平成30年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、
「3月の収益率」＝「平均値」－「標準偏差」×2
として、安全率を加味して推計した。